

第10期 決算 公 告

平成21年 6 月30日

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
イーバンク銀行株式会社
代 表 取 締 役 社 長 國 重 惇 史

連結貸借対照表

(平成21年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	68,199	預 社 債	734,285
コールローン	5,000	その他負債	10,000
買入金銭債権	78,069	賞与引当金	17,953
金銭の信託	6,272	ポイント引当金	134
有価証券	524,504	偶発損失引当金	198
投資損失引当金	△378	特別法上の引当金	349
貸出金	94,700	繰延税金負債	2
外国為替	735	繰延税金負債	1,207
その他資産	13,824	負債の部合計	764,132
有形固定資産	689	(純資産の部)	
建物	99	資 本 金	54,997
その他の有形固定資産	590	資 本 剰 余 金	22,020
無形固定資産	6,126	利 益 剰 余 金	△58,274
ソフトウェア	5,664	自 己 株 式	△114
ソフトウェア仮勘定	456	株 主 資 本 合 計	18,628
その他の無形固定資産	5	その他有価証券評価差額金	1,759
繰延税金資産	24	評価・換算差額等合計	1,759
貸倒引当金	△12,791	少 数 株 主 持 分	455
資産の部合計	784,975	純資産の部合計	20,843
		負債及び純資産の部合計	784,975

連結損益計算書

自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月 31日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	21,568
資金運用収益	7,816
貸出金利	29
有価証券利息配当金	6,585
コールローン利息	74
預け金利息	51
その他の受入利息	1,075
役員取引等収益	10,175
その他の業務収益	3,391
その他の経常収益	185
経常費用	56,168
資金調達費用	6,511
預金利息	5,921
社債利息	589
役員取引等費用	3,848
その他の業務費用	17,382
営業経費用	12,364
その他の経常費用	16,060
経常損失	34,599
特別損失	423
固定資産処分損	28
金融商品取引責任準備金繰入額	2
偶発損失引当金繰入額	349
その他の特別損失	43
税金等調整前当期純損失	35,022
法人税、住民税及び事業税	9
法人税等調整額	5
法人税等合計	14
少数株主損	170
当期純損失	34,866

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

イーバンクシステム株式会社

イートラスト信託株式会社

eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.

② 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

さわやか1号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等 1社

会社名

栄光債権回収株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

さわやか1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、20年以内の合理的な見積り年数に基づく定額法により償却をし、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却を行っております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

なお、当連結会計年度末は、残高はありません。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価格を時価として付しております。

この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が9,626百万円、その他有価証券評価差額金が8,419百万円、繰延税金負債が1,207百万円、それぞれ増加しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

（会計方針の変更）

従来、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額は全額をその他有価証券評価差額金もしくはその他業務損益により処理しておりましたが、外貨建その他有価証券と外貨建負債の換算に係る損益を同一の会計期間に認識するため、当連結会計年度から外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額をその他有価証券評価差額金もしくはその他業務損益、それ以外の差額については為替差損益としております。

この変更により、従来の方策によった場合に比べ、その他業務収益が130百万円、その他業務費用が130百万円、それぞれ増加しております。

(13) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理、または時価ヘッジ処理によっております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段…為替予約、債券先物、株式指数先物
 - ・ヘッジ対象…外貨建有価証券、日本国債、上場投資信託
- ③ ヘッジ方針

行内規程に基づき、為替変動リスク及び価格変動リスク等をヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。
- (15) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 1,023百万円
2. 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に15,792百万円含まれております。
3. 貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券(無担保社債)を準消費貸借契約により変更したものと及び、分割会社に対して金銭消費貸借契約に基づき実施したものであります。
4. 為替決済、デリバティブ取引等の取引及び信用状発行等の担保として、有価証券36,354百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,876百万円及び保証金は557百万円であります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額 1,416百万円
6. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
7. 1株当たり純資産額 11,529円58銭
8. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
9. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 12.97%
10. ストック・オプション等関係
 - (1) ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
 - (2) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - ① ストック・オプションの内容

決議年月日	平成12年9月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,660株
付与日	平成12年10月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成14年10月13日 至 平成22年9月26日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

決議年月日	平成13年2月22日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,750株
付与日	平成13年3月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年3月13日 至 平成23年2月22日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	取締役5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,300株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成13年8月20日 至 平成23年6月18日

決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	従業員23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,530株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年8月20日 至 平成23年6月18日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,400株
付与日	平成14年10月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成14年10月31日 至 平成24年6月20日

決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	従業員71名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,000株
付与日	平成14年9月30日、平成15年1月6日、平成15年3月31日及び平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成16年9月30日 至 平成24年6月20日、 自 平成17年1月6日 至 平成24年6月20日、 自 平成17年3月31日 至 平成24年6月20日及び 自 平成17年6月18日 至 平成24年6月20日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、アドバイザー・コミッティーメンバー6名、コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,600株
付与日	平成15年5月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年5月30日 至 平成24年6月20日

決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年6月18日 至 平成24年6月20日

決議年月日	平成15年6月19日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	取締役5名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,000株
付与日	平成16年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年3月31日 至 平成25年6月19日

決議年月日	平成15年6月19日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	従業員94名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,940株
付与日	平成15年11月28日、平成16年2月29日及び平成16年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成17年11月28日 至 平成25年6月19日、 自 平成18年2月29日 至 平成25年6月19日及び 自 平成18年6月18日 至 平成25年6月19日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 150株
付与日	平成16年11月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年11月30日 至 平成26年6月24日

決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	コンサルタント3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 330株
付与日	平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年1月31日 至 平成26年6月24日

決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数	取締役9名、コンサルタント2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,420株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年2月10日 至 平成26年6月24日

決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数	コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年3月31日 至 平成26年6月24日

決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑤
付与対象者の区分及び人数	従業員 28名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 710株
付与日	平成16年10月20日、平成16年11月30日及び平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成18年10月20日 至 平成26年6月24日、 自 平成18年11月30日 至 平成26年6月24日及び 自 平成19年1月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑥
付与対象者の区分及び人数	従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,050株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年2月10日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議⑦
付与対象者の区分及び人数	従業員59名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,240株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年3月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	取締役13名、従業員54名、コンサルタント3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,460株
付与日	平成17年8月15日及び平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年8月15日 至 平成27年6月29日及び 自 平成19年11月15日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年11月15日 至 平成27年6月29日

決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数	従業員31名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,040株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年3月31日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数	従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年5月1日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年5月1日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

決議年月日	平成18年3月6日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、監査役2名、従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年3月31日 至平成28年3月6日

決議年月日	平成18年3月6日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	監査役2名、従業員13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日、平成18年7月5日及び平成19年3月5日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年3月31日 至 平成28年3月6日、 自 平成20年7月5日 至 平成28年3月6日及び 自 平成21年3月5日 至 平成28年3月6日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	取締役9名、監査役2名、従業員163名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,920株
付与日	平成19年3月5日及び平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年3月5日 至 平成28年6月9日及び 自 平成21年3月30日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	取締役8名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年3月30日 至 平成28年6月9日

決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数	従業員4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 80株
付与日	平成19年4月27日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年4月27日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

決議年月日	平成19年6月26日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数	従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 850株
付与日	平成20年6月25日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年6月25日 至 平成29年6月26日

決議年月日	平成19年6月26日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数	従業員205名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,000株
付与日	平成20年6月25日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成22年6月25日 至 平成29年6月26日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

(注) 株式数に換算し記載しております。

※ 「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株券が日本国内の証券取引所（本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。）に上場（以下「上場」といいます。）され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- (2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4) 新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5) 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。）。
 - ① 新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
 - ② 新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
 - ③ 新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
 - ④ 新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6) 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9) 「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況
 (イ) ストック・オプションの数

決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議①	平成14年6月20日 株主総会決議②
権利確定前						
期首(株)	2,410	1,280	—	830	—	1,570
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	2,410	1,280	—	830	—	1,570
権利確定後						
期首(株)	—	—	3,875	—	3,030	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	—	3,875	—	3,030	—

決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①	平成16年6月24日 株主総会決議②
権利確定前						
期首(株)	—	—	—	2,920	—	—
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	2,920	—	—
権利確定後						
期首(株)	2,600	2,000	7,670	—	150	330
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	2,600	2,000	7,670	—	150	330

決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦	平成17年6月29日 株主総会決議①
権利確定前						
期首(株)	—	—	620	1,600	1,050	7,970
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	620	1,600	1,050	7,970
権利確定後						
期首(株)	7,420	100	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	7,420	100	—	—	—	—

決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利確定前					
期首(株)	—	630	500	—	460
付与(株)	—	—	—	—	—
失効(株)	—	30	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—
未確定残(株)	—	600	500	—	460
権利確定後					
期首(株)	2,000	—	—	450	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—
未行使残(株)	2,000	—	—	450	—

決議年月日	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議③	平成19年6月26日 株主総会決議①	平成19年6月26日 株主総会決議②
権利確定前					
期首(株)	5,855	—	—	—	—
付与(株)	—	—	80	850	3,000
失効(株)	95	—	—	—	150

権利確定(株)	—	—	—	850	—
未確定残(株)	5,760	—	80	—	2,850
権利確定後					
期首(株)	—	2,000	—	850	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	2,000	—	850	—

(ロ)単価情報

決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議①	平成14年6月20日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	60,000	65,000	71,500	65,000	82,500	75,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①	平成16年6月24日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	82,500	82,500	75,000	75,000	88,000	88,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦	平成17年6月29日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	100,000	140,000	88,000	100,000	140,000	150,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	150,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—

決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議③	平成19年6月26日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	200,000	200,000	200,000	200,000	180,000	100,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—	—	—

決議年月日	平成19年6月29日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	100,000
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(3)ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの単価は、未公開企業であるため単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、本源的価値を算出するための基礎となった、算定時点における自社の株式の評価額は、割引キャッシュ・フロー法によっております。

(4)ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一百万円
 ② 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円

(5)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(注)上記(3)、(4)については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)に基づき会社法施行日以後に付与されたストック・オプションについて記載の対象としております。

(連結損益計算書関係)

- 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額11,856百万円、株式等売却損1,239百万円、株式等償却990百万円及び金銭の信託運用損1,503百万円を含んでおります。
- 「その他の特別損失」は、吸収分割により当行が承継することに伴い発生した費用40百万円を含んでおります。
- 1株当たり当期純損失金額 41,510円98銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	25	25	0	0	—
地方債	7,023	7,094	71	71	—
社債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	7,048	7,120	72	72	—

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	28	25	△3	—	3
債券	443,334	448,368	5,033	6,436	1,403
国債	416,594	422,976	6,382	6,421	39
社債	26,740	25,391	△1,348	15	1,363
その他	73,323	68,576	△4,746	1,238	5,985
合計	516,686	516,969	283	7,675	7,391

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しております。

なお、当連結会計年度の減損処理額は5,577百万円であります。また、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

4. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額は△2,701百万円であります。

5. 時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価格を時価として付しております。

この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が9,626百万円、その他有価証券評価差額金が8,419百万円、繰延税金負債が1,207百万円、それぞれ増加しております。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	353,206	1,262	2,941

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
非連結の子会社・子会社等株式及び関連法人等株式	1,023
その他有価証券	
非上場株式	1
非上場外国証券	54
事業債	18,958
みなし有価証券	392
信託受益権（買入金銭債権）	58,125

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債 券	149,054	134,716	81,665	108,938
国 債	133,821	122,570	78,771	87,837
地 方 債	—	7,023	—	—
社 債	15,233	5,123	2,893	21,100
そ の 他	5,289	67,010	43,825	8,201
合 計	154,343	201,727	125,490	117,139

なお、住宅金融公庫債券(貸付債権担保S種及び貸付債権担保)は償還金額が確定できないため、10年超に表示しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	6,272	△1,096

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

1. (重要な企業結合)

平成21年3月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成21年4月1日付けで楽天クレジット株式会社のカードローン事業(短期延滞債権管理業務を含む。)を吸収分割により当行が承継いたしました。

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

楽天クレジットが運営するカードローン事業(短期延滞債権管理業務を含み、長期延滞債権の管理並びに審査・保証業務は含まない。)

② 企業結合の法的形式

楽天クレジットを分割会社とし、当行を承継会社とする吸収分割であります。

③ 結合後企業の名称

イーバンク銀行株式会社

④ 取引の目的を含む取引の概要

楽天クレジット株式会社の有するカードローン事業における、顧客基盤、ノウハウ、インフラを承継することで、当行の個人向けローン事業の展開を、スピード感をもって行うことを目的として、当該吸収分割により当該カードローン事業を承継するものであります。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日 改正平成20年12月26日 企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 最終改正平成20年12月26日 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

2. (吸収分割に対する反対株主からの自己株式の買取)

当行は、平成21年4月1日付けで、楽天クレジット株式会社のカードローン事業(短期延滞債権管理業務を含む。)を吸収分割により当行が承継いたしました。

当該吸収分割に反対する株主より、会社法797条1項による当行株式の買取請求があったことにより、下記の通り自己株式の買取を行っております。

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 反対株主 | 28名 |
| (2) 買取請求を受けた期間 | 平成21年3月12日～平成21年3月31日 |
| (3) 買取請求株式数 | 普通株式 137,133株 |
| (4) 買取株式数 | 普通株式 137,133株 |
| (5) 取得価額 | 4,113,990,000円(1株につき30,000円) |
| (6) 取得期間 | 平成21年4月1日～平成21年4月30日 |

第10期 決 算 公 告

平成21年 6 月30日

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
イーバンク銀行株式会社
代表取締役社長 國重 惇史

貸 借 対 照 表

(平成21年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	68,027	預金	735,069
現金	0	普通預金	279,734
預け金	68,027	定期預金	401,593
一口一	5,000	その他の預金	53,741
買入金	78,069	債権	10,000
金の債権	6,272	その他の負債	18,028
有価証券	525,148	未決済為替借	4,051
国債	422,976	未払法人税等	123
地方債	7,023	未払費用	6,411
社債	44,350	前受収益	161
株式	645	先物取引受入証拠金	3,891
その他の証券	50,153	金融派生商品	2,290
投資損失引当金	△578	その他の負債	1,097
貸出金	94,700	賞与引当金	111
証書貸付	94,700	ポイント引当金	198
外国為替	735	偶発損失引当金	349
外国他店預け	735	特別法上の引当金	2
その他の資産	13,722	金融商品取引責任準備金	2
未決済為替貸	2,573	繰延税金負債	1,207
前払費用	216		
未収収益	1,254	負債の部合計	764,968
先物取引差入証拠金	3,876	(純資産の部)	
金融派生商品	4,635	資本	54,997
還付未収源泉税	101	資本剰余金	22,020
その他の資産	1,065	資本準備金	16,583
有形固定資産	601	その他資本剰余金	5,437
建物	60	利益剰余金	△58,532
その他の有形固定資産	540	その他利益剰余金	△58,532
無形固定資産	6,306	繰越利益剰余金	△58,532
ソフトウェア	5,823	自己株式	△1
ソフトウェア仮勘定	477	株主資本合計	18,484
その他の無形固定資産	5	その他有価証券評価差額金	1,759
貸倒引当金	△12,791	評価・換算差額等合計	1,759
		純資産の部合計	20,243
資産の部合計	785,212	負債及び純資産の部合計	785,212

損益計算書

自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月 31日

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収入	21,465
利益	当利	7,813
利息	配利	29
利息	配利	6,585
利息	配利	74
利息	配利	51
利息	配利	1,072
利息	配利	10,138
利息	配利	2,608
利息	配利	7,530
利息	配利	3,391
利息	配利	2,011
利息	配利	1,210
利息	配利	169
利息	配利	121
利息	配利	3
利息	配利	118
利息	配利	55,987
利息	配利	6,513
利息	配利	5,923
利息	配利	589
利息	配利	3,848
利息	配利	1,274
利息	配利	2,573
利息	配利	17,382
利息	配利	1,105
利息	配利	1,478
利息	配利	1,028
利息	配利	9,342
利息	配利	4,426
利息	配利	11,930
利息	配利	16,312
利息	配利	11,856
利息	配利	1,239
利息	配利	1,121
利息	配利	1,503
利息	配利	590
利息	配利	34,521
利息	配利	409
利息	配利	17
利息	配利	2
利息	配利	349
利息	配利	40
利息	配利	34,931
利息	配利	8
利息	配利	8
利息	配利	34,940

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

なお、当期末は、残高はありません。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価格を時価として付しております。

この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が9,626百万円、その他有価証券評価差額金が8,419百万円、繰延税金負債が1,207百万円、それぞれ増加しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：8年～50年

動産：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(会計方針の変更)

従来、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額は全額をその他有価証券評価差額金もしくはその他業務損益により処理しておりましたが、外貨建その他有価証券と外貨建負債の換算に係る損益を同一の会計期間に認識するため、当期から外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額をその他有価証券評価差額金もしくはその他業務損益、それ以外の差額については為替差損益としております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、その他業務収益が130百万円、その他業務費用が130百万円、それぞれ増加しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(6) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理、または時価ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…為替予約、債券先物、株式指数先物
- ・ヘッジ対象…外貨建有価証券、日本国債、上場投資信託

③ ヘッジ方針

行内規程に基づき、為替変動リスク及び価格変動リスク等をヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において区分掲記しておりました「未払金」については、負債及び純資産の合計額の1/100未満となったため、当事業年度においては「その他負債」の「その他の負債」に含めて表示しております。なお、当事業年度においては560百万円含まれております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 1,693百万円
2. 消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に15,792百万円含まれております。
3. 貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券（無担保社債）を準消費貸借契約により変更したものと及び、分割会社に対して金銭消費貸借契約に基づき実施したものであります。
4. 為替決済、デリバティブ取引等の取引及び信用状発行の担保として、有価証券36,329百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち先物取引差入証拠金は3,876百万円及び保証金は498百万円であります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額 1,343百万円
6. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
7. 1株当たり純資産額 11,441円20銭
8. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
9. 関係会社に対する金銭債権総額 5百万円
10. 関係会社に対する金銭債務総額 1,403百万円
11. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準） 12.33%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	3百万円
役員取引等に係る収益総額	1百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	1百万円
その他の取引に係る収益総額	1百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役員取引等に係る費用総額	1百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1百万円
その他の取引に係る費用総額	921百万円
2. 「その他の特別損失」は、吸収分割により当行が承継することに伴い発生した費用40百万円であります。
3. 1株当たり当期純損失金額 41,546円92銭

4. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	当期末 残高
親会社	楽天株式会社	58.80%	役員兼任 従業員の 出向	第三者割当増資	9,900	—	—

(注)平成21年2月10日付で楽天株式会社が当行の親会社となっておりますが、当事業年度におきましては事業上の重要な取引はありません。

- (2) 子会社・子法人等及び関連法人等
記載すべき重要な取引はありません。
- (3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	当期末 残高
親会社 の子会社	楽天KC株式会社	—	役員兼任 債権の引受	受益権の購入	18,000	買入金銭債権	18,000
親会社 の子会社	楽天クレジット 株式会社	—	役員兼任	貸出金	94,000	貸出金	94,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 取引条件は、当行と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
2. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	—	—	—	—	—
地方債	7,023	7,094	71	71	—
社債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	7,023	7,094	71	71	—

- (注)1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	28	25	△3	—	3
債券	443,334	448,368	5,033	6,436	1,403
国債	416,594	422,976	6,382	6,421	39
社債	26,740	25,391	△1,348	15	1,363
その他	73,323	68,576	△4,746	1,238	5,985
合計	516,686	516,969	283	7,675	7,391

- (注)1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするのと同時に、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しております。
なお、当期の減損処理額は5,577百万円であります。また、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。
4. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額は△2,701百万円であります。

5. 時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価格を時価として付しております。この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が9,626百万円、その他有価証券評価差額金が8,419百万円、繰延税金負債が1,207百万円、それぞれ増加しております。

4. 当期中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
その他有価証券	353,206	1,262	2,941

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,693
関連法人等株式	0
その他有価証券	
非上場株式	0
非上場外国証券	54
事業債	18,958
みなし有価証券	392
信託受益権(買入金銭債権)	58,125

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債 券	149,054	134,691	81,665	108,938
国 債	133,821	122,545	78,771	87,837
地 方 債	—	7,023	—	—
社 債	15,233	5,123	2,893	21,100
そ の 他	5,289	67,010	43,825	8,201
合 計	154,343	201,702	125,490	117,139

なお、住宅金融公庫債券(貸付債権担保S種及び貸付債権担保)は償還金額が確定できないため、10年超に表示しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	6,272	△1,096

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	17,606	百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,204	
税務上の減価償却超過額	699	
税務上の繰延資産の減価償却超過額	75	
有価証券等償却	3,230	
その他	690	
繰延税金資産小計	27,508	
評価性引当額	△27,508	
繰延税金資産合計	—	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,207	
繰延税金負債合計	1,207	

(重要な後発事象)

1. (重要な企業結合)

平成21年3月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成21年4月1日付けで楽天クレジット株式会社のカードローン事業(短期延滞債権管理業務を含む。)を吸収分割により当行が承継いたしました。

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

楽天クレジットが運営するカードローン事業(短期延滞債権管理業務を含み、長期延滞債権の管理並びに審査・保証業務は含まない。)

② 企業結合の法的形式

楽天クレジットを分割会社とし、当行を承継会社とする吸収分割であります。

③ 結合後企業の名称

イーバンク銀行株式会社

④ 取引の目的を含む取引の概要

楽天クレジット株式会社の有するカードローン事業における、顧客基盤、ノウハウ、インフラを承継すること、当行の個人向けローン事業の展開を、スピード感をもって行うことを目的として、当該吸収分割により当該カードローン事業を承継するものであります。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日 改正平成20年12月26日 企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 最終改正平成20年12月26日 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

2. (吸収分割に対する反対株主からの自己株式の買取)

当行は、平成21年4月1日付けで、楽天クレジット株式会社のカードローン事業(短期延滞債権管理業務を含む。)を吸収分割により当行が承継いたしました。

当該吸収分割に反対する株主より、会社法797条1項による当行株式の買取請求があったことにより、下記の通り自己株式の買取を行っております。

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 反対株主 | 28名 |
| (2) 買取請求を受けた期間 | 平成21年3月12日～平成21年3月31日 |
| (3) 買取請求株式数 | 普通株式 137,133株 |
| (4) 買取株式数 | 普通株式 137,133株 |
| (5) 取得価額 | 4,113,990,000円(1株につき30,000円) |
| (6) 取得期間 | 平成21年4月1日～平成21年4月30日 |